

第3回台東区区民憲章 第2班班別会議

11月14日(月) 19:00~21:00

台東区役所 602 会議室

出席：三輪、大木、久保田、城殿、小林、庄子、盛定、萩原 計8名(敬称略)

1. 「台東区イメージマップ」の再確認

- ・ 前回作成した「台東区イメージマップ」は、体系的・網羅的なものではなく、前回出席した6人の概念を整理したもので議論するメンバーが変われば変わり得るものである。
- ・ 現在の内容は、台東区の良い部分、きれいな部分しか出ていない印象を受ける。区民憲章は今後向かうべき方向を示すものであるので、悪い部分を表立って表現する必要はないが、課題も踏まえた上で憲章に表現する肯定的な言葉を考えることは重要である。
- ・ 子どもの健全育成に関することや、近隣の間人関係など地域コミュニティの再生に関する課題についても何らかの形で触れておきたい。

2. 区民憲章の対象となる「区民」の範囲について

既存の定義との兼ね合い

- ・ 例えば、住民基本台帳に登録している人を対象とした場合、どういう問題があるかということを考えて、その範囲を広げていくという考え方がよいのではないか。対象が十分な範囲でなければ、次の概念を当てはめてみて、順次その範囲を広げていくのもよい。
- ・ 例えば、住民基本台帳に登録している人を対象とした場合は、例えば学生など、実際に住んでいる所と登記しているところがずれている人が想定されることや、外国人が含まれていないこと、法人はどうするのかなどの問題がある。
- ・ 豊島区の自治基本条例の検討でも「区民」についての議論をした。長時間の議論をした上で、素案であるが「区民は区内に住むもの、区内で働くものおよび区内で活動する個人または団体をいう」と明確化した。条例は責務が発生するので厳密に対象者を想定する必要があったが、今回の憲章ではそうでないので厳密に決めようとしなくてよい。
- ・ 配付資料にあるような定義を基に何かを限定するような考え方は、今回の「区民」にはそぐわないという点についてはある程度合意が得られているようであるので、もう少し抽象的なイメージで、どういう人を対象としていきたいかを考えるとよいのではないか。

区民憲章の対象としたい人のイメージ

- ・ 台東区ファンを作るという姿勢が大事であると思うので、区内の人だけに対象を限定すべきではない。また、この会議には若年者がいないが、「区民」には未成年や次世代も含まれることを意識して、憲章の内容を考えていくべきである。
- ・ 住民に限らず、台東区に一瞬でも関わりをもった人すべての人に守ってもらいたい。
- ・ かつて台東区に住んでいた人で、台東区を離れた後でも、祭りなどに参加している人も多くいる。こうした人も対象として考えていった方がよい。
- ・ 在住・在勤などは関係なく、台東区のために何かしようと考えてくれる人、台東区を応

援してくれる人といったイメージで対象を考えれば良いのではないか。

- ・ ただし、在住で台東区のことを何も考えていない人をそのままにしておいて良いか、そのままにしておいて憲章の目標が実現できるのかという問題もある。在住に加え、在住ではないが応援してくれる人といった感じで考え方を広げていけば良いのではないか。
- ・ その際、住んでいない人はあくまでゲストとして対象に加えるので良いのかという問題もある。難しいかもしれない在住者と同じ仲間と捉えることが望ましい。
- ・ 台東区に思い入れがある人だけであると、台東区に思い入れがない人、台東区の外にいる人の視点が落ちてしまう懸念がある。
- ・ 今回挙げられたイメージは、どれも幅広く含めていくという考え方でよいのではないか。
- ・ どのような対象を想定したとしても最終的に区民憲章に表現する際には、「区民」の注釈を入れずに、対象は読み手の想像にまかせるのか、前文として「区民」の解説をいれて、読み手に理解を促すかの二通りしかないのではないか。

3 . 総合計画・自治基本条例・都市宣言との違いについて

- ・ 基本構想では、「住民参加とパートナーシップの推進」において、区民と区が協働により地域づくりを行っていくことが位置づけられているが、この文脈でみるかぎり総合計画では区民を住民と捉えているように思える。
- ・ ただし総合計画全体で見ると、区民という言葉と住民という言葉が適宜使い分けられており、総合計画の対象者をあえて曖昧にしているように思える。この観点からも区民憲章も同様にあまり対象をはっきり区切らない方が良いとも考えられる。

4 . 実践活動について

- ・ 健康都市宣言も平和都市宣言も、台東区がそうした都市宣言を行っている事自体知らなかった。これまでどのような手段でアピールして来たのか。これまでの手法で受け手に十分に届いていないなら、手法を見直す必要がある。
- ・ また、PRも実践が期待される人々にきちんと届くことが必要であり、何をするのが明確になれば効果的なPRの方法も見えてくるのではないか。
- ・ 商工会議所で想定している事業として「台東区のファンクラブ」の設立がある。これは台東区に関心のある人が登録する制度で、区外の人でもこのカードを持っていると区内の商店などで割引が受けられるといったカードである。
- ・ 例えば、台東区民憲章を守るというカードを作成して、それを携帯してくれる人を広めることで、関心を持つ人を広めていくという方法もあるのではないか。

5 . その他（スケジュール等）

- ・ 参加者はみな忙しい中で出席しているので、終了時間は厳守して頂きたい。
- ・ 次回は12月7日（水）19:00から開催する。議題は、他の班の議論の内容を含めて決定するが、基本的には引き続き推進活動の議論と、将来に向けて実現したいことなどを議論してもらえればと思う。

三輪委員よりアドバイス等（メンバーとの質疑応答を主として）

課題、問題点の憲章への表現について

- ・ 一般に市民憲章は目指す方向を表すものなので、問題点は表現されない場合が多い。区民憲章の対象となる「区民」の範囲について
- ・ 区民憲章の対象となる「区民」はできるだけ限定しない方がよい。特定の対象に限定してそれ以外の人は排除するという姿勢は区民憲章になじまない。
- ・ 分け隔て無く誰でも受け入れるという受容性の高さが台東区の良さだと思うので、その意味でも限定しない方が良い。
- ・ 条例と異なり、市民憲章はいわば「誓い」や「祈り」のようなものなので、一緒に誓い、祈ってくれる人はすべて対象にすべきである。「何ををもって対象とするのか」という言い方は、該当しない人を排除するニュアンスがあるので注意すべきである。
- ・ 対象となる「区民」についてこの段階で議論する意義は、他の自治体でこれを後で議論しようとして上手く行かなかった例が非常に多いからである。推進段階において伝道師の役割が期待される当会議メンバーは、この点について明確な認識を持つことが大変重要である。

総合計画・自治基本条例・都市宣言との違いについて

- ・ 区民憲章の内容と総合計画の目標は整合しているべきであるという意見もあるが、総合計画は一定の期間に自治体が行うことを表すもので、その期間になし得る目標を掲げているものであり、最終的な理想を掲げているわけではない。これに対し、区民憲章は最終的な理想を掲げるものなので、整合性は取らなくても良い。
- ・ また、総合計画はすべての分野を網羅する必要があるが、区民憲章は大切にしたいことだけを掲げれば良く、網羅性は必要ない点も大きな違いである。

実践活動について

- ・ 都市宣言が実践活動にあまり結びつきにくいのは、それらがある時期の世相や世論に影響を受けているからである（例：交通安全、平和、核兵器廃絶、人権など）。
- ・ 区民憲章はもっと大きな、長期的な目標を掲げるものであり、その実現には継続的な努力が必要となる。

その他

- ・ この場の議論でコンセンサスが得られた表現であっても、他の人が見ると異なる解釈をされる可能性がある。その際に、文言に解説文をつけ、表現の解釈を特定している例がないわけではない。
- ・ ただし、解釈の幅がある方が実践活動に展開する段階で活動にも広がり期待できるといった観点から、あえて解説をしないという選択肢もあると思う。